

八王子市立四谷中学校
学校だより
令和8年4月24日



<http://hachioji-school.ed.jp/yotyj/>

「読書について」

校長 坂下 惣栄

1年生は入学して数週間がたちますね、まだ慣れないことも多いと思います。でもじっくり焦らずやっていきましょう。2、3年生、新学年、新しい学級、様々な取組が始まっています。今の気持ちを大切に、初心を忘れないように1年間過ごしてください。

今日は、読書について話したいと思います。

皆さんは恩田陸という小説家を知っていますか。学校を舞台にした作品が数多くあります。その中の一冊「夜のピクニック」という本の中で、主人公のひとりである男子高校生が親友に対して、読書について次のようなことを言っています。少し長いですが紹介したいと思います。

「俺の従兄弟が小学校の先生になってさあ、昔っから小学校の先生を志望してて、元々絵本や児童文学が好きだったんだよね。それで、前からちょくちょく俺んちにも、お薦めの本を持ってきてくれてたんだ。でも、俺、小説とかファンタジーとかあまり好きじゃなくて、ほとんど読んでなかったんだよな。姉貴なんかはよく読んでたけど。だけど、最近、何かの時の退屈しのぎに、たまたま姉貴の本棚に収まってた本を読んだんだ。・省略・最後まで読み終わったとき俺がどう思ったかという、とにかく頭に浮かんだのは『しまった！』という言葉だったんだ。なんでこの本をもっと昔、小学校の時に読んでおかなかったんだろうって、ものすごく後悔した。せめて中学生でもいい。十代の入り口で読んでおくべきだったんだ。そうすればこの本は絶対大事な本になって、今の自分を作るための何かになってたはずだったんだ。そう考えたら悔しくてたまらなくなった。」どうですか、主人公の言おうとしていることが分かりますか。読書は、とても大切な営みだと思います。様々な場所へ連れて行ってくれたり、様々な人に出会うこともできます。そして、よい本は、私たちを大きく成長させてくれます。この「夜のピクニック」の主人公の言葉には、特に、若い時代の読書の大切さが語られています。皆さんには、是非、たくさんの本に触れ、感性を磨き、また、考えを深め、視野を広げてほしいと思います。実は、本校の図書室にもあります。

最後に、今月、4月23日は「子ども読書の日」とされています。四谷中学校の図書室の蔵書率は、100%を超え、冊数も9000冊以上あります。

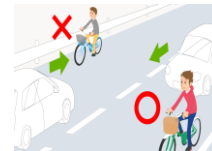
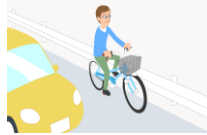
よく整備されて新しい本も順次入ってきます。図書室をどんどん利用してみて、たくさんの本に触れていきましょう。

26年4月から自転車規則が改正されています

2026年の自転車ルール改正では、16歳以上に青切符（反則金制度）が導入され、信号無視・一時不停止・ながらスマホ・傘差し・右側通行などの危険行為が反則金対象となるほか、自動車が自転車を追い越す際の「1m以上の側方間隔」または「20km/h以下で徐行」義務など、自転車保護のための新ルールが一括して施行されています。

『自転車安全利用五則』（警察庁交通対策本部決定より）・・・命と安全を守るために知っておこう！

自転車事故で亡くなった人の8割近くがルール違反によるものだそうです。自分と他人の命や安全を確保するためにも『自転車安全利用五則』を理解しておきましょう。



1・自転車は車道が原則、歩道は例外のみ通行可

道路交通法上自転車は「車両」と位置づけられているので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。

しかし、以下の場合には歩道を通行することができます。

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき。
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき。
- 道路工事や連続した駐車車両のため、左側通行が困難な場合。また、著しく自動車の通行量が多いとき。



2・車道は左側を通行

自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。また、自転車が通行することができる路側帯は道路の左側部分に設けられたものに限られます。右側通行は、左側通行をしている他の自転車やバイクなどと衝突したり、すれ違うときに車道中央に飛び出して自動車とぶつかる危険もあるので、絶対にやめてください。道路を安全に通行するために、左側通行を守りましょう。

3・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は歩行者優先です。自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行（すぐに止まれる速度で通行すること）しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。自転車のベルを鳴らして歩行者に道を空けさせたり、スピードを落とさずに歩行者を追い越したりするのはルール違反です。自転車側が、歩行者にけがをさせてしまう危険もあるので、歩行者に配慮したやさしい運転を心がけましょう。



4・安全ルールを守る

①夜間はライトを点灯 夜間はライトを点灯 夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（または反射器材）をつけなければなりません。

②二人乗り禁止 二人乗り禁止 自転車の二人乗りは、6歳未満の子どもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。



③並進禁止 並進禁止「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはなりません。

④信号遵守 信号遵守 信号は必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用」信号機がある場合は、その信号に従いましょう。

⑤安全確認 安全確認 「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。